

令和8年度 就労選択支援員 養成研修のご案内



研修目的

就労選択支援を実効性あるサービスとするためには、就労を希望する障害者が、就労先や働き方をより適切に検討・選択し、障害特性を踏まえたサービスの提供や就労を通じた知識・能力の発揮・向上につなげられる必要があります。

このため、就労選択支援に従事する就労選択支援員が必要な専門的知見を得られるよう、就労選択支援員養成研修を実施します。

研修受講要件

**基礎的研修を修了していること、
または「障害者の就労支援分野の勤務実績」が
通算5年以上あること。**

ただし、令和9年度末までは、基礎的研修と同等以上の研修の修了者は就労選択支援員養成研修を受講できます。

- 就業支援基礎研修(就労支援員対応型)
- 訪問型職場適応援助者養成研修
- サービス管理責任者研修専門コース別研修(就労支援コース)
- 相談支援従事者研修専門コース別研修(就労支援コース) など

詳しくは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令等の公布等について(通知)」をご確認ください。

研修内容

オンデマンド講義(6時間)および対面演習(5時間)の両方の受講が必要となります。
なお、対面演習は、東京会場または大阪会場のいずれかでの受講となります。

内容	オンデマンド 講義	対面 演習	時間	対面演習(カリキュラム)
1. 就労選択支援の目的と役割	60分	—	9:10~9:30	受付開始
2. 就労アセスメントの目的と手法	90分	—	9:30~9:40	オリエンテーション
3. ニーズアセスメントの手法	60分	60分	9:40~10:40	ニーズアセスメントの手法
4. アセスメントシートの具体的活用	60分	120分	10:40~10:50	休憩
5. 関係機関との連携	60分	—	10:50~11:50	アセスメントシートの具体的活用(前半)
6. アセスメント情報の整理と活用	30分	120分	11:50~12:50	昼休憩
計	6時間	5時間	12:50~13:50	アセスメントシートの具体的活用(後半)
			13:50~14:00	休憩
			14:00~15:00	アセスメント情報の整理と活用(前半)
			15:00~15:10	休憩
			15:10~16:10	アセスメント情報の整理と活用(後半)
			16:00~16:15	インフォメーション・研修終了

研修スケジュール(東京会場)

※各回の定員:100人(予定)

※会場詳細は受講確定後ご案内します



研修 実施回	対面演習実施日	会場	申込開始日 ※各日10:00~	申込終了日 ※各日~17:00迄	動画(オンデマンド)視聴期間 ※開始10:00~、終了~17:00迄
第1回	令和8年7月2日(木)	全水道会館	令和8年5月18日(月)	令和8年6月1日(月)	令和8年6月8日(月)~令和8年6月26日(金)
第2回	令和8年7月3日(金)	全水道会館			
第3回	令和8年8月28日(金)	全水道会館	令和8年7月6日(月)	令和8年7月20日(月)	令和8年7月27日(月)~令和8年8月21日(金)
第4回	令和8年8月29日(土)	全水道会館			
第5回	令和8年10月9日(金)	戸山サンライズ	令和8年8月17日(月)	令和8年8月31日(月)	令和8年9月9日(水)~令和8年10月2日(金)
第6回	令和8年10月10日(土)	戸山サンライズ			
第7回	令和8年12月21日(月)	戸山サンライズ	令和8年11月2日(月)	令和8年11月16日(月)	令和8年11月24日(火)~令和8年12月14日(月)
第8回	令和8年12月22日(火)	戸山サンライズ			
第9回	令和9年2月15日(月)	戸山サンライズ	令和8年12月24日(木)	令和9年1月12日(火)	令和9年1月18日(月)~令和9年2月5日(金)
第10回	令和9年2月16日(火)	戸山サンライズ			

研修スケジュール(大阪会場)

※各回の定員:100人(予定)

※会場詳細は受講確定後ご案内します



研修 実施回	対面演習実施日	会場	申込開始日 ※各日10:00~	申込終了日 ※各日~17:00迄	動画(オンデマンド)視聴期間 ※開始10:00~、終了~17:00迄
第1回	令和8年7月24日(金)	KITENA新大阪	令和8年6月8日(月)	令和8年6月22日(月)	令和8年6月29日(月)~令和8年7月17日(金)
第2回	令和8年7月25日(土)	KITENA新大阪			
第3回	令和8年9月3日(木)	KITENA新大阪	令和8年7月13日(月)	令和8年7月27日(月)	令和8年8月5日(水)~令和8年8月28日(金)
第4回	令和8年9月4日(金)	KITENA新大阪			
第5回	令和8年10月30日(金)	KITENA新大阪	令和8年9月9日(水)	令和8年9月25日(金)	令和8年10月2日(金)~令和8年10月23日(金)
第6回	令和8年10月31日(土)	KITENA新大阪			
第7回	令和8年12月25日(金)	KITENA新大阪	令和8年11月6日(金)	令和8年11月20日(金)	令和8年11月30日(月)~令和8年12月18日(金)
第8回	令和8年12月26日(土)	KITENA新大阪			
第9回	令和9年2月26日(金)	KITENA新大阪	令和9年1月6日(水)	令和9年1月20日(水)	令和9年1月28日(木)~令和9年2月18日(木)
第10回	令和9年2月27日(土)	KITENA新大阪			

研修受講の流れ



- ※1 「研修申込」をいただいたのち、当該研修への受講可否をメールにて通知します。
- ※2 大変恐縮ですが、「受講不可」となった場合は、別の日程に再度お申し込みください。なお、受講可否に係るお問い合わせはお答えしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ※3 「受講可」となった場合は、動画(オンデマンド講義:6時間)を各回の期間内(約3週間)に視聴の上、対面演習にご参加ください。
- ※4 オンデマンド講義において、すべての「確認テスト」で満点であることが受講修了の要件となっております。
- ※5 期間内までに動画視聴等が確認できない場合は、「対面演習」を受講できませんのでご注意ください。
- ※6 「対面演習」は遅刻、早退、途中離席などは一切認められません。その場合は未修了となり、再度申込からしていただくことになりますのでご注意ください。
- ※7 対面演習受講から2週間以内に、受講システムから「受講アンケート」にご回答ください。
- ※8 動画視聴、対面演習、アンケート回答状況を精査した後、修了証がダウンロードできるようになります(メールでご案内します)。なお、修了証のダウンロードは期間(修了証発行可能のメール案内から概ね1か月間)が設けられていますので、紛失やダウンロード忘れ等にはご注意ください。

申込方法



こちらのURLをクリック、または、二次元コードからお申し込みください。

<https://sentaku-yousei.mhlw.go.jp/>

※申込者の個人情報は、研修参加・修了証発行等にかかる目的の範囲を超えて利用することはありません。

よくあるご質問・お問い合わせについて

以下は、よくあるご質問(FAQ)の一部になります。申込サイトの「FAQ」ページに全詳細が記載されていますので、必ずFAQをご確認ください(「FAQ」ページに記載している内容については、お問い合わせいただいてもお答えしかねますのでご了承ください)。その上で、ご不明点等がありましたら、下記「問合せ先」にお問い合わせください。
※お問い合わせについては、可能な限りメールにてお願いいたします。

なお、研修申込時においてはFAQを確認したこと、並びに個人情報の取扱いについてご同意いただく必要があります。

<よくあるご質問(一部)>

- Q:自分が受講要件を満たしているのかわかりません。／また、基礎的研修とは何を指しているのか？
→A:以下のURLから厚生労働省から出されている通知をご覧ください。
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001571813.pdf>
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001535013.pdf>
- Q:東京会場と大阪会場のどちらで受講してもよいのか？
→A:東京会場、大阪会場どちらの受講でもかまいませんので、ご都合にあわせてお申し込みください。
- Q:申込したが、メールが届かない
→A:申込完了後に、ご登録いただいたメールアドレスに、申込内容を記載したメールが自動配信されます。迷惑メール等に紛れていないかご確認ください。それでも同メールの受信が確認できない場合は、お手数おかけしますが、下記必要情報をご記載の上、ヘルプデスクにメールでご連絡ください。
必要情報:①氏名 ②法人名 ③所属施設名 ④研修申込回(東京・大阪の*回目) ⑤正しいメールアドレス
- Q:受講可否はいつわかるのか？
→各研修回の申込期間の終了日から、6営業日以内に受講可否をメールにて通知します。
※お申込みした日から6営業日ではありませんので、ご注意ください。

就労選択支援員養成研修ヘルプデスク：株式会社インサイト



問合せ先

メールアドレス：sentaku@insweb.jp 電話番号：06-6449-5115

月～金 10:00～17:00(祝日を除く) ※ 年末年始(12月29日～1月3日)を除く